

あいすくむり オリジナル商品製造の規約

※2024年3月改訂版

1. 株式会社あいすくむりは、オリジナルのソフトクリームミックス・アイスクリーム・ソフトアイス・ジェラート等の氷菓子の開発・製造・販売を行う企業です。「販売店のご紹介」などのサービスは原則お断りをさせていただきます。
2. お客様の情報およびレシピは、守秘義務とし一切口外しないことをお約束いたします。また、当社の情報発信ツールなどにも原則お客様のご紹介をすることはありません。
3. オリジナル商品を作ることに際して、牛乳（市販品を使用）・グラニュー糖（日本製糖製）・クリーム（明治フレッシュクリーム 35）・ぶどう糖（昭和産業製）・脱脂粉乳（明治製）・トレハロース（林原製）・乳化安定剤（富士商事 クレモ）などのアイスを作るための基本的な材料以外はすべてお客様からご用意して頂きます。なお、当社でご用意できる副原料につきましては我々で準備をさせて頂くことも可能ですが、実費と実費の10%を手数料として請求書に加算させていただきます。また、残った材料や包材の保管期間は1ヶ月とし、それ以降はお客様から申告がない限り、所有権を放棄したものとみなし処分させていただきます（生ものは賞味期限が切れた段階で破棄します）。その際当社からお客様への連絡は致しませんのでご注意ください。※牛乳や糖、脱脂粉乳などの本来当社でご用意する原料につきましても、お客様ご指定のメーカーや商品を使用する場合は、原則お客様にご用意をいただきます。
4. 当社は、お客様からのご依頼により商品をお作りします。よって、その商品を食べて体調を崩された第三者がおられた場合でも一切の責任を負うことはありません。当社が責任を負う場合は価格一覧のNo.35「公共の検査期間での細菌数・大腸菌群の検査」を受け、問題がなかった場合にのみ適用されます。検査を受けない、もしくは妖精の検査結果の場合、当社は一切の責任を負いません。
5. 当社で製造させて頂いた商品を「卸」用の商品として流通にかける場合、値段一覧のNo.35「公共の検査機関での細菌数・大腸菌群の検査」、No.36「公共機関での栄養数値検査」、No.37「保健所への指導要請代行」を実施して頂きます。また、「公共機関での栄養数値検査」や保健所への対抗はお客様で実施して頂いても問題はありません。ただし、その場合は検査結果の写しを提出して頂きます。未提出の場合、万が一トラブルが発生した際の一切の責任を当社が負うことはありません。
6. 開発に際してのお支払い方法は前払いとさせていただきます。ご指定の振込口座にご入金を確認した後、詳しい日時を決定させていただきます。
7. オリジナル商品をご注文の場合、原則として一括で納めさせていただきます。
8. 製造した商品を当社で保管することは可能ですが、保管料として月額5,000円(税抜)をご請求させていただきます。ただし、製造した商品のご請求は一括して行います。※新潟県燕市にある(株)さかたや様の冷凍庫に保管させていただきます。
9. カップアイス、ポーションアイスに関して、ご依頼を受けた数と実査製造できた数に誤差が生じてしまう可能性がありますので予めご了承ください。
10. どんなにレシピ通りに製造しても、作る量や季節によって品質に違いが生じることがあります。特に少量生産で作るアイスと、機械（製造ライン）を使った大量生産では、少量しか加えない材料や、加熱・冷却の時間の差異によって、全くの別物ができることがあります。我々も気が付く限りお客様には注意喚起を行いますが、それでも「作ってみたいとわからない」という面も多くあり、納品後に「味が違う」と申し出があった場合でも、明らかに当社の不備でない限りは、返品・返金の対応は致しませんので、予めそういったリスクのあることをご理解の上ご注文をお願いいたします。

11. ご依頼いただいたアイスの製造は、製造させて頂いた商品の中から1つ、当社の冷凍保管庫にサンプルとして6ヶ月保管いたします。その期間中に食中毒等のトラブルが生じなかった場合「製造した商品にはなんら問題はなかった」と判断し、保管していたサンプルを破棄します。同時に、製造後6ヶ月以上経過した商品に対しては、検査の有無に関わらず、いかなる事案においても当社は一切の責任を負うことはありませんのでご注意ください。
12. ご提示させて頂きました「御見積書」の詳細（価格の内訳）については、原則お答えできませんので予めご了承ください。
13. 上記の製造規約を承諾していただけない場合には、残念ながらご依頼を引き受けられません。承諾いただけた場合は別途承諾書に記入をお願いしております。